

消費生活にゅーす

くらしの
安全安心



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-3724）

丹波の森公苑 消費担当



消費生活トピックス



テレビショッピングの返品・解約

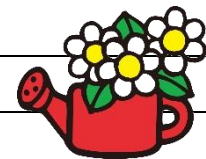
「高齢の母がテレビショッピングを見て、マッサージ器を購入したが、叩く力が強すぎて使えないと感じたため、返品を申し出たところ、業者から『通電した商品は返品に応じられない。電話を受けた際にも説明している』と言われ、返品に応じてもらえなかった。返品はできないのか」

テレビショッピングに関する消費者トラブルは、高齢者からの相談が多くを占めています。テレビショッピングは通信販売に分類され、クーリング・オフ制度がありません。返品に関する規定は、業者がテレビ広告内で適正に表示している返品特約が優先されます。もし広告上の表示がなかった場合には、商品を受け取ってから8日以内であれば解約が可能です。

テレビ広告での表示は、時間が限られており後から見返すことができず、見逃しがちです。特に高齢者は、見落とししていることが多いようです。そのため、多くの業者は電話注文を受けた際に返品・解約に関するルールの説明をし、録音記録を残しているところもあります。

トラブルを避けるためにも、テレビショッピングを利用する際には、テレビ広告の情報だけでなく、電話をかけた際に、細かな特徴についても確認したうえで、購入するようにしましょう。

引越しトラブルにご注意



毎年、引越しのトラブルに関する相談が3月から4月にかけて増加します。トラブルにあわないためにも、次の点に注意しましょう。

- 見積もりは、依頼内容や自分にあった方法で依頼しましょう。
- 事業者から渡される約款や見積書等の関係書類をしっかりと読み、疑問点や不明点は必ず事前に確認するようにしましょう。
- 契約の前に、段ボール等の資材の提供を受ける際は、その取扱いについて確認しておきましょう。
- 傷や故障のトラブルに備え、引越前後の状況を記録しておきましょう。
- 不安に思った場合やトラブルが生じた場合は、すぐに最寄りの消費生活センター等に相談をしましょう。



消費者のつどい



令和8年2月15日（土）に、丹波消費者センター、兵庫県金融広報委員会、丹波消費者団体連絡協議会共催の下、令和7年度「消費者のつどい」を丹波の森公苑多目的ルームにおいて開催しました。

初めに丹波消費者団体連絡協議会役員が、参加者へ説明をしながらキャッシュレスや投資など、お金にまつわるアンケートを実施しました。

後半は、生活設計啓発講習会として、日本貸金業協会大阪府支部から事務長の本田信弘氏、主任の山口幸恵氏を講師にお招きし、「最近の金融トラブルについて事例を学ぶ」という内容で、ご講演いただきました。



本田 信弘 氏



山口 幸恵 氏



重要なお知らせ

これまで、丹波消費者センター（丹波県民局地域共創課）業務の一部を、丹波の森公苑消費担当が担ってまいりましたが、令和8年4月1日からは、全て丹波県民局内の丹波消費者センターに統合されます。

4月以降、消費関連情報・啓発に関すること、消費生活出前講座の問合せ・申込みにつきましては、下記窓口へご連絡くださいますようお願いいたします。

【連絡先】 丹波消費者センター（丹波県民局地域共創課）



☎ 0795-72-0500(代) FAX 0795-72-3077



また、こちらのHPでも情報を掲載していますので、是非ご覧ください。

URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/tnk11/syouhi.html>